

別添（記載例①）返還が不要な場合に該当

1 施設名

なのはなキッズホーム千葉

2 開設者

社会福祉法人ちばけん会 理事長 千葉 一郎

3 施設の所在地

千葉市中央区市場町〇番〇号

4 補助金名・区分

千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）

5 県補助金確定額

金 1,000,000 円

額の確定通知でお知らせした額（不明なときはお問合せください。）

6 概要

(1) 課税売上割合

記載不要（項目（1）並びに（2）及び項目番号（3）を削除しても可）

(2) 仕入控除税額

記載不要（項目（1）並びに（2）及び項目番号（3）を削除しても可）

(3) 仕入控除税額がない場合、その理由

消費税の申告義務がないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

【対象事業者】の①から⑤までのうち、  
いずれに該当しているかを明記してください。

別添（記載例②）返還が不要な場合に該当

1 施設名

ひとつの交付決定に複数の事業所番号があり、  
報告書の事業所番号を「別添のとおり」とした場合

(1) なのはなキッズホーム千葉（事業所番号：1250199999）

(2) なのはなキッズホーム市原（事業所番号：1250699999）

2 開設者

社会福祉法人ちばけん会 理事長 千葉 一郎

3 施設の所在地

ひとつの交付決定に複数の事業所所在地がある場合

(1) 千葉市中央区市場町〇番〇号

(2) 市原市国分寺台中央〇丁目〇番地〇

4 補助金名・区分

千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）

5 県補助金確定額

金 1,000,000 円

額の確定通知でお知らせした額（不明なときはお問合せください。）

6 概要

仕入控除税額がない場合、その理由

簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入  
控除税額がない。

【対象事業者】の①から⑤までのうち、  
いずれに該当しているかを明記してください。

項目（1）並びに（2）及び項目番号（3）を削除した例

別添（記載例③）課税売上割合が95%以上に該当

1 施設名

なのはなキッズホーム千葉

2 開設者

社会福祉法人ちばけん会 理事長 千葉 一郎

3 施設の所在地

千葉市中央区市場町〇番〇号

4 補助金名・区分

千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）

5 県補助金確定額

金 2,000,000 円（うち障害福祉慰労金 400,000 円）

県補助金確定額の一部が障害福祉慰労金の場合

額の確定通知でお知らせした額（不明なときはお問合せください。）

6 概要

(1) 課税売上割合

$$30,000,000 \text{ 円} \div ( 30,000,000 \text{ 円} + 1,200,000 \text{ 円} ) = 0.9615$$

課税売上額

非課税売上額を含む総売上額

課税売上割合  
96.15% ≥ 95%

(2) 仕入控除税額

$$1,600,000 \text{ 円} \times 10 \div 110 = 145,454 \text{ 円}$$

県補助金確定額

要国庫補助金返還相当額  
(円未満切り捨て)

(3) 仕入控除税額がない場合、その理由

県補助金確定額から障害福祉慰労金を減じた額  
(この例では 2,000,000 円 - 400,000 円 )

記載不要（項目（3）を削除しても可）

別添（記載例④）課税売上割合が95%以上に該当

1 施設名

ひとつの交付決定に複数の事業所番号があり、  
報告書の事業所番号を「別添のとおり」とした場合

(1) なのはなキッズホーム千葉（事業所番号：1250199999）

(2) なのはなキッズホーム市原（事業所番号：1250699999）

2 開設者

社会福祉法人ちばけん会 理事長 千葉 一郎

3 施設の所在地

ひとつの交付決定に複数の事業所所在地がある場合

(1) 千葉市中央区市場町〇番〇号

(2) 市原市国分寺台中央〇丁目〇番地〇

4 補助金名・区分

千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）

5 県補助金確定額

金 1,000,000 円

額の確定通知でお知らせした額（不明なときはお問合せください。）

6 概要

(1) 課税売上割合

$$40,000,000 \text{ 円} \div (40,000,000 \text{ 円} + 1,000,000 \text{ 円}) = 0.9756$$

課税売上額

非課税売上額を含む総売上額

課税売上割合  
97.56% ≥ 95%

(2) 仕入控除税額

$$1,000,000 \text{ 円} \times 10 \div 110 = 90,909 \text{ 円}$$

県補助金確定額

要国庫補助金返還相当額  
(円未満切り捨て)

項目(3)を削除した例

別添（記載例⑤）課税売上割合が95%未満に該当

1 施設名

なのはなキッズホーム千葉

2 開設者

社会福祉法人ちばけん会 理事長 千葉 一郎

3 施設の所在地

千葉市中央区市場町〇番〇号

4 補助金名・区分

千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）

5 県補助金確定額

金 2,000,000 円（うち障害福祉慰労金 400,000 円）

県補助金確定額の一部が障害福祉慰労金の場合

額の確定通知でお知らせした額（不明なときはお問合せください。）

6 概要

(1) 課税売上割合

$$\frac{20,000,000 \text{ 円}}{20,000,000 \text{ 円} + 40,000,000 \text{ 円}} = 0.3333$$

課税売上額

非課税売上額を含む総売上額

課税売上割合  
33.33% < 95%

(2) 仕入控除税額

$$1,600,000 \text{ 円} \times 10 \div 110 \times 0.3333 = 48,479 \text{ 円}$$

県補助金確定額

課税売上割合

要国庫補助金返還相当額  
(円未満切り捨て)

(3) 仕入控除税額がない場合、その理由

県補助金確定額から障害福祉慰労金を減じた額  
(この例では 2,000,000 円 - 400,000 円 )

記載不要（項目（3）を削除しても可）

別添（記載例⑥）課税売上割合が95%未満に該当

1 施設名 ひとつの交付決定に複数の事業所番号があり、  
報告書の事業所番号を「別添のとおり」とした場合

- (1) なのはなキッズホーム千葉（事業所番号：1250199999）
- (2) なのはなキッズホーム市原（事業所番号：1250699999）

2 開設者

社会福祉法人ちばけん会 理事長 千葉 一郎

3 施設の所在地

ひとつの交付決定に複数の事業所所在地がある場合

- (1) 千葉市中央区市場町〇番〇号
- (2) 市原市国分寺台中央〇丁目〇番地〇

4 補助金名・区分

千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）

5 県補助金確定額

金 3,000,000 円

額の確定通知でお知らせした額（不明なときはお問合せください。）

6 概要

(1) 課税売上割合

$$\frac{\text{課税売上額}}{\text{非課税売上額を含む総売上額}} = \text{課税売上割合}$$

30,000,000 円 ÷ ( 30,000,000 円 + 25,000,000 円 ) = 0.5454  
54.54% < 95%

(2) 仕入控除税額

$$\begin{aligned} & \text{課税売上のみならず補助対象経費に使用された補助金} \\ & 1,200,000 \text{ 円} \times 10 \div 110 = 109,090 \text{ 円} \quad \text{課税売上割合} \\ & 1,800,000 \text{ 円} \times 10 \div 110 \times 0.5454 = 89,247 \text{ 円} \\ & 109,090 \text{ 円} + 89,247 \text{ 円} = 198,337 \text{ 円} \quad \text{要国庫補助金返還相当額} \\ & \text{課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金} \end{aligned}$$

項目（3）を削除した例